

既存配置従事者研修の変化の予兆と置き薬医薬品講習

発行：日本置き薬協会 事務局

弊社（（株）内外救急薬品）社員は東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県に在住しているため、身分証明書更新の折、各都県の申請内容の多少の違いに間誤付くものである。ただ、昨年末、埼玉県は既存配置従事者毎に2年分の研修修了証のコピー添付を求められた。4都県では唯一である。

この研修は、配置業界では通称「課長通知」と呼ばれ、「平成21年3月31日 厚労省医薬食品局総務課長 薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」に則る、資質向上努力義務を求めたもの。継続的に毎年30時間を受けなければならないとし、年度開始前の3月末までに配置業者が従事者の研修実施（予定）届を薬務主幹課に提出する事としている。

しかし、この事前届だけでは、実態の把握が明確にされるとは考えにくく、研修実施が形骸化されているのでは、と危惧されてきた。履修の確認を2年間の修了証提出ですとなれば、確認は容易となり、薬務課の指導も適切となろう。登録販売者に比べ、履修の有無と内容が些か不透明な既存配置従事者の資質向上を確保するには適切な方法であり、他の都道府県でも追従されるのではなかろうか。

もっとも、群馬県は、研修の事前届、身分証明書更新時の修了証提出、更に配置販売業許可更新時には6年間の研修履歴書類提出との先進的対応をされている。

平成26年の登録販売者試験制度改訂が節目となり、既存配置に対する行政、或いは業界内の考えが変化しているようである。行政では、前述の件であり、業界内では日本配置販売業協会が（仮）配置登録販売者制度確立に向け歩み出されている。既存配置従事者研修の質的变化の予兆が感じられる昨今である。

「置き薬医薬品販売士講習」を主催する当協会と実施に当たる日本薬業研修センター様は、カリキュラムにその時々話題となった疾病、疾患或いは医薬品などを採り上げ様々な工夫を重ねてきた。そのカリキュラムは日本薬業研修センター様の登録販売者資質向上研修において、「登録販売者のための技術、知識」として提供されたものが活用されている。（資料参照）

当協会は、置き薬医薬品販売士講習により、日々変化する社会環境に応じた既存配置従事者の資質向上を促し、今後とも既存配置の存続に鋭意努力する所存である。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081

日 置 協